

平成 1 9 年度第 1 回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 1 9 年 6 月 5 日（火曜日）

午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 4 5 分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

平成19年度第1回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成19年6月5日（火） 午前10時00分から午前10時45分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 加藤 徹 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員

司 会 定刻になりましたので、只今から平成19年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

開会にあたりまして、小林企画部長より御挨拶を申し上げます。

企画部長 おはようございます。企画部長の小林でございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、各委員、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今年度も、森杉部会長はじめ委員の皆様には、引き続き、よろしくお願いいたします。

昨年度は33事業についてご審議いただきまして、3事業については条件付きで継続妥当、30事業については継続妥当の答申をいただきました。この答申を受けまして、県では33の全事業について予算措置をし、今年度も鋭意、事業に取り組んでいる次第であります。

また、昨年度は大規模事業評価、公共事業再評価、事業箇所評価といった事業評価制度の改正につきましてもご審議いただきました。その結果といたしまして、本年4月1日付けで関係の規則や要領の改正を行いまして、事前、事中、事後といった一連の評価体系の基礎を整備することができました。ありがとうございます。今年はその改正後の初年目となる訳でして、具体的には、1次事後評価としての再評価事業完了報告書でありますとか、部会意見対応状況報告書などについて、順次、部会の中でご報告して参ることとしています。

今年度につきましては、14事業が再評価の対象となっております。14事業のうち9事業が農業農村整備事業でして、その他に、水産基盤整備、砂防、道路、土地区画整理、街路の各事業を1つずつご審議いただく予定としております。

本日は、今年度の部会の進め方についてご説明申し上げました後に、審議案件が一番多い農業農村整備事業につきまして、事業内容や効果が分かりにくい、そういうご意見をいただいておりますことから、現地にご足労いただきまして、ご説明することとしております。本日は夕方までかかるようでございますが、よろしくご視察の程お願いいたします。

今年も委員の皆様には膨大な時間を再評価の審議に費やしていただくことになるかと思いますが、事務局サイドとしても、効率的な部会運営に配慮いたしますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会に当たってのご挨拶といたします。

司 会 本日の会議には、森杉部会長をはじめ7名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日は、今年度初めての部会でありますので、お手元にお配りしております出席者名簿に従いまして、本日ご出席の委員を紹介させていただきます。

森杉部会長です。

田中副部会長です。

遠藤委員です。

長田委員です。

加藤委員です。

徳永委員です。

沼倉委員です。

なお、両角委員につきましては、部会終了後の現地調査からご参加される予定ということで、連絡が入っております。また、高橋委員、山本委員におかれましては、所用につき欠席との連絡が入っております。

続きまして、宮城県の出席者を紹介いたします。

先ほど挨拶を申し上げました、企画部小林部長でございます。

東野次長でございます。

末長行政評価室長でございます。

また、本日は農林水産部及び土木部の事業担当者も出席しております。

なお、今年4月に組織の再編がございまして、産業経済部は経済商工観光部と農林水産部に分割し、組織の名前も変わっております。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず、お手元に、背表紙に「平成19年度公共事業再評価関係資料」と記載しております青色のハードファイルをお配りしております。これが今年度の再評価調書になりまして、毎回、ご持参いただくものになりますので、よろしく願いいたします。また、「宮城県の行政評価制度の概要」・「行政活動の評価に関する条例及び同施行規則等の解説」と記載された水色のファイルを委員にお配りしております。その他に、次第と出席者名簿、審議資料、そして、資料1から3をお配りしております。資料の方よろしいでしょうか。

それでは早速、会議に入らさせていただきます。発言の際は、右下のマイクスイッチをONにいただき、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話ししていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

森杉部会長 今年度も、そろそろスタートということになりまして、例年のようにかなりの時間がかかることと思っております。できるだけ時間は節約したいと思っておりますが、重要な審議でありますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは議事に入ります。本日の議題は3つです。お手元にありますように、1番目は先程お話がありました行政評価制度の改正についての報告、2番目は今年度の公共事業評価部会の進め方、3番目が対象事業についてということですが、

3番目の議題であります対象事業ですが、これにつきましては、審議資料をご覧ください。6月4日付けで、村井知事から大村行政評価委員会委員長へ諮問がなされておまして、行政評価委員会条例第6条第1項の規程及び行政評価委員

会運営規程第2条により、この部会において調査・審議を行うこととなっております。これは例年どおりです。

次は議事録署名ですが、先程、事前をお願いいたしましたが、遠藤委員と長田委員のお二人をお願いします。よろしくをお願いします。

会議の公開ですが、以前と同様公開です。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、次第に従って議事を進めて参ります。(1)行政評価制度の改正について、事務局よりご報告をお願いいたします。

行政評価室長 資料1と委員にお配りいたしましたフラットファイルの「行政評価条例及び規則の解説」でご説明します。

まず、資料1の2ページになりますが、行政評価委員会大村委員長からの知事あての答申で、平成19年2月20日付けで、事業評価制度の見直しについては諮問のとおり適当と認めますということと、付帯意見を3点ほどいただいております。そのうち公共事業再評価に係る部分は、3番目の意見である「評価事業完了報告書の新設」になりまして、(1)として「報告書には、総合考察として、事業目的の達成状況の考察、そこから得られる今後の課題とその対応策等について積極的に記載することが望ましい」。また、(2)として、「既存の統計資料等で事業効果の定量化が可能な事業種においては、完了後の費用対効果分析まで行うことが望ましい」というご意見を頂戴しておりました。

その対応状況ですが、3の(1)のご意見につきましては、この「行政評価条例及び規則の解説」の108ページをお開きください。別記様式6として「再評価事業完了報告書」の様式を掲載しております。この様式の一番下の「今後の課題等」というところに「事業目的の達成状況等の総括・今後の課題と対応策等」について記載する欄を設けるように、答申を受けて様式を見直しております。ご意見にありまして、当該事業の反省点や得られた知見等を記載することとしました。また、(2)の事業効果の定量化という部分に関しましては、付帯意見に沿って、今後進めていきたいというふうに考えています。

次に、資料1の3ページの事業評価制度改正の概要というペーパーで、制度改正が全体としてどのようになったかという部分をご説明します。まず一番上のところ、施設整備事業と公共事業の区分のところにと記載してありますが、この内容の説明がこのペーパーに抜けておりましたが、は対象除外範囲の新設という内容です。これにつきましては、先程の「行政評価条例及び規則の解説」の52ページをご覧いただきたいのですが、規則第22条、公共事業再評価の範囲というところの本文の括弧書きに、以前はありませんでしたが、今回の制度改正で災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要のある事業、維持管理事業等については再評価の対象から除きます、という部分を今回の制度改正により、規則に追加しております。また、部会意見対応状況報告書、評価事業完了報告書(第1次事後評価)という記載がありますけれど、これらにつきましては同じように解説の93ページをお開き頂きたいのですが、公共事業再評価実施要領の第8、委員会への報告というところで、第8の第1項以降を読み上げますが、「事業所管部長は、再評価対象公共事業のうち、共事業評価部会から事業の継続若し

くは中止等の条件又は当該事業若しくは同種事業の実施に関する意見を付されたものについて、再評価を行った翌年度及び条件又は意見の内容に応じた適切な年度に部会意見対応状況報告書を作成し、企画部長に対して提出するものとする。」第2項で「事業所管部長は、再評価対象公共事業について、事業を完了した翌年度から起算して2年度以内に再評価事業完了報告書を作成し、企画部長に対して提出するものとする。」第3項で「企画部長は、前2項の書面を、当該年度内に開催される部会に提出するとともに、事業所管部長は、同部会において同書面の内容に関する説明を行うものとする。」というかたちで、要領に新たに追加しております。

公共事業評価に関する制度改正につきましては以上3点ありました。これらについては関係する規則及び要領の改正を本年4月1日付けで行っております。行政評価制度の改正についての説明は以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。報告ですが、ご質問、ご意見、あるいは感想も含めていかがですか。

4月に道路ですけど、ヨーロッパとオーストラリアとアメリカの7カ国の人たちに集ってもらって、道路の事業評価の制度がどうなっているかというセミナーをやりました。そこで聞きましたのは、ほとんど100パーセントの国が、事後評価をちゃんとやると、お金はかかるけれども、基本的にやるということで、どうも統一しているみたいです。だから、今回の制度も、事後評価はフルにやるのではなくて、一応完了報告というかたちでやって、大きな問題点がある場合には改めてやりましょうという制度になっているのですが、そこは様子を見ておいて、今後再検討する必要があるかもわかりませんね。そういうふうに思いました。

それから、再評価あるいは事中評価とおっしゃいましたか、こういうようなことをやっている国はどこにもないですね。どうも日本独特で、いいことなのか、悪いことなのかということになってくるのですが、コストとベネフィットがどうなるかということでしょうけれど、ないですね。意外といいのかもわかりませんね。外国の人たちも、これに注視、興味をもっているような、そういう状況でした。私の方からの、関連する報告でした。

他にありませんか。よろしいですか。

それではこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に議事の2番目に移ります。今年度の公共事業評価部会の進め方、ということであります。事務局からのご説明をお願いします。

行政評価室長 資料2でご説明します。まず、1の審議事項のとおり、今年度の公共事業再評価については、14事業についてご審議をお願いする予定にしています。また、再評価事業完了報告書、2次事後評価の試行報告も予定しておりますので、今後ご意見をいろいろ頂戴したいというふうに考えております。

次に、審議日程及び進め方でございますけれども、これについては、裏面になります。部会の年間の開催日程につきましては、既に各委員の先生方へお示ししているとおりですけれども、本日の部会を含め、6回程度の部会開催と2回の現地調査を予定しています。具体的には、6月21日の第2回部会から個別事業の審議を予定しております。第2回部会では農業農村整備事業9事業の概略審議を

行うというスケジュールにしております。ここで審議が終了した事業については、継続が妥当かどうか、また、付帯意見の有無について、部会意見を取りまとめたいただきたいと考えております。また、審議未了の事業については、第3回部会以降に詳細審議または報告をお願いするという予定にしております。

7月9日の第3回部会では、砂防・道路・街路・土地区画整理・水産基盤の5事業について、概略審議をお願いしたいというふうに考えておまして、ここで審議未了の事業が出た場合については、第4回部会以降の詳細審議という予定になります。

それから、8月2日予定の現地調査は、主に詳細審議となった事業を中心に、現地調査が必要となった場合に、この段階で行うこととしております。次に、9月に予定している第5回部会では、答申案の取りまとめと1次事後評価、再評価事業完了報告を行いまして、10月上中旬までに答申をお願いしたいと考えています。年明けの第6回部会に関しましては、部会意見への対応状況報告と2次事後評価の試行報告を予定しております。

以上が今年度の部会審議のスケジュールになりますが、審議状況によりまして、部会の開催回数等について若干の変更が生じる場合があるということをご承知おき、お願いしたいと思います。

続いて、県民意見聴取につきましては、6月6日から7月5日までの30日間で行う予定にしております。県のホームページや県政情報センター、各地方振興事務所内にある県政情報コーナー、それから議会図書室で評価調書の閲覧ができるように準備しております。周知方法につきましては、県政だより6月号への掲載や県政ラジオ、市町村広報誌等によりましてPRを行うことにしております。

部会の進め方の説明については以上です。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

いかがですか。ご質問ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。それではこの資料2に基づいて、今年度は実施するということになります。

では、次の(3)平成19年度公共事業再評価対象事業について、説明をお願いします。

行政評価室長 資料3と審議資料の2つでご説明します。

まず、審議資料の2ページをお開きいただきたいのですが、今年度の再評価審議対象につきましては、先程ご説明しましたように14事業という内容になります。砂防が1事業、道路1、区画整理1、街路1、農業農村整備が9、そして、水産基盤整備1事業と合計14事業ということでございます。また、再評価対象区分では、事業着手後10年度以内、水産基盤整備事業にあっては5年度以内ですけれども、事業の完了が見込まれない事業に関しては、未完了という区分にしておりますが、これについては12事業になります。それから、再評価実施後5年度以内に事業の完了が見込まれないという部分に関しましては、再々評価事業というかたちになりますので、これにつきましては、3番の土地区画整理事業と4番の街路事業の2事業ということになります。それから3ページ、4ページ目につきましては、14事業の概要を記載しています。

次に資料3につきましては、重点評価実施基準結果表ということで、左側の記

載事項は、先程の審議資料と重複しますが、事業の概要等を記載しております。それから表の右側の方につきましては、重点評価実施基準による結果でございます。これは再評価の必要性の大小という部分を最初にふるいにかけてという意味合いもございますので、今年度につきましても算定結果を報告させて頂いたところです。これは、今後の審議の参考というかたちでご活用いただきたいと思いますと考えております。この算出方法について若干ご説明いたしますが、まず、それぞれの指標の定義は、指標1については事業の停滞年数、それから指標2は計画行程と進捗率の乖離度、指標3は事業費の増加率、指標4はB/C、指標5が事業の需要の変化度としております。判定方法はそれぞれの指標で0点から3点までの間で点数付けを行いまして、その合計点数を算出する。その合計点が、0点から5点までについてはホワイトカードという区分にして、あまり問題がないのではないかと判定としております。それから6点から10点についてはイエローカードということにして、これについては若干問題があるのではないかと、それから11点から15点の間の点数となった事業については、問題が大きいのではないかと判定で、オレンジカードという区分にしています。

今年度分につきましては、各々この資料のとおり14事業いずれも合計点数が5点以内ということでホワイトカードという区分になっております。このそれぞれの詳細な内容につきましては、今後の部会で個別審議に入る前に、各々1事業毎に改めてご説明した上で、審議に入っていただくということを考えております。

以上、今年度の審議資料と資料3の重点評価実施基準結果表についてご説明したところです。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見、どうぞ。

徳永委員 この重点評価実施基準結果ですが、再々評価の3番、4番がいずれも特に問題なしという評価になっているようなのですが、これは前回の評価の時に、3番であれば18年に完了します、4番であれば16年度でもう完了しますよということであったのが、今回変更されている訳ですね。その変更されたものに基づいて、遅れがないという評価のようですが、果たしてそういう評価でいいのかなというのがちょっとわからないのですが。

行政評価室 再々評価は一度審議を受けたということで、その時点でリセットして点数は付けることになっております。考え方はいろいろあり、再々評価を重ねていく毎に、どんどん点数が増えていくという基準とすべきという考えもあるかもしれませんが、現在はそうはしておりません。再評価を一度受けると、リセットされるような基準としております。

森杉部会長 そういうことですね。今回ということではなく、前回の再評価を受けた時点でリセットされるということですね。

徳永委員 ただ、前回リセットした時に18年、16年になったのですね。それに対して今回23年とか22年とか大幅に遅れているわけですね。それはリセットした時から見ても、相当遅れているということになるのではないですか。

行政評価室 それはそのとおりだと思います。ただし、点数としてはその状況が現れないということですので、その点については、この2事業は明らかに他の事業と違い再々評価、2度目であるということを審議に当たり頭に置いていただいて、ご審議いただければと思います。現在の基準ですと、点数には現せませんが、その点をご認識いただいた上で、ご審議をお願いしたいということです。

沼倉委員 前回の再評価の時の、例えば3番目の事業の完成予定年度は何年だったのでしょうか。

森杉部会長 18年ですね。

徳永委員 当初10年を、前回の再評価の時に18年に延ばしたということですね。

森杉部会長 そうということですね。これ書き方逆になっていませんか。当初が括弧の中で、前回は括弧外でしょう。

沼倉委員 3番目の事業だと、当初が平成10年で括弧なしで、前回は18年となっていたと。それが前回の変更後ということで評価した方がいいのではないかとということですね。

徳永委員 18年からすると相当遅れているのではないですかということです。

沼倉委員 確かに一回リセットされたということで、平成10年という認識では皆さんも無いと思います。18年という認識だと私は思います。

田中副部会長 この重点評価の指標というのは、確か何年か前はかなり事業数多かった時に、全部詳細審議をやる訳にもいかないし、少し仕分けをしましょうという発想で出てきた指標だったと思います。ですから、これがどれほど重みを持つのかということ。重みを持たないという語弊がありますが、今回は件数も少ないし、概略審議とは言え、かなり審議をできる時間もありそうです。これらの案件がそういう状況にあるということさえ頭の中に入れておけば、点数自体はそのままにして、評価の仕方はこれでもいいのかなという感じがします。

徳永委員 実際、遅れの指標が金額ベースであったり、停滞年ということなので、果たして、それで出てくるのかどうかもよく分からないのですが。なんかすんなり書かれているかなという印象があったので、本当にそうなのかなということを確認したかったのですが。

行政評価室 毎年これを付けておりますが、例えば河川事業では、今年を対象事業がないのですが、そもそも事業期間を長期間としておりますので、事業期間を重視する基準とした場合には、どうしてもそういった事業だけが点数が高めに出てしまうということもあります。この基準を導入してから先生方にもいろいろご指摘を受けて参りまして、改善をできるだけ図って来たのですが、現在の基準ではこういった結果になるということです。また、以前には、この点数イコール選別の絶対的

基準ではないですねという意見もいただいておりますので、田中先生のおっしゃるとおり、点数は点数としてそのまま参考としていただき、その上で、2つの事業については再々評価で、例えば、ひとつは10年に終わると言っていたものが、再評価時点では18年、今回はさらに23年まで延びるという状況にあるということをご審議の参考としていただければと思います。

森杉部会長 今日時間がありますので、もう少しお話いただいてもいいのですが、こんなところで、この件はいいですかね。他にどうぞ。6月からまた長期にわたって、詳細な審議をしますからいいですか、ここは。

それでは議題3を終わります。ありがとうございました。

それでは以上で議事については終了です。

ここでちょっと私の方から県への要望があります。今年の2月に鳴子温泉の国道108号が崖崩れで止まりました。通行規制になっていたことは、皆様方ご存じのことと思います。この108号は再評価、再々評価を行っておりまして、いずれも崖崩れで、地盤が悪いということで工事を中止しておいて、新しく造る道路の調査をやっている状況で、こういう事故が起きているということです。現在は、新聞等で私の知っている限りですが、県の迅速な対応で仮設道路が完成しているようです。先程言いましたとおり、この108号は花淵山バイパス整備事業として再評価、再々評価をしております。私の希望としては、こうやって再評価をしておりますので、今回の状況について公共事業評価部会への情報提供、報告というかたちで、簡単に県からご報告いただきたいと思っている次第です。いかがですか。

土木総務課 土木総務課の久保田でございます。今、部会長からお話ありました件につきましては、承りました。道路事業の国道398号の石巻バイパスが今回の審議事項になってございますので、その際に道路課の方からご説明申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

森杉部会長 ちょっとよろしいですか。当面、一応は通れるようになっているということですね。

土木総務課 仮設道路も出来上がりまして、対面交通できるということになっておりますが、仮設道路でありますので、道路のカーブがきつかったり、坂道の勾配がきつかったりということになっておりますので、現道の開通、雪が降る前までに、現道で供用開始したいと、現地の方で進めているところでございます。

森杉部会長 わかりました。よろしいですか。まだ、事故とかは起きていないのですね。そういう心配はないのですね。

土木総務課 ご安心いただいて、大丈夫です。

森杉部会長 我々も遊びに行けそうですか、もう。

土木総務課 十分です。ぜひ鬼頭の方とか，秋田の方に行っていただければと思います。

森杉部会長 はい，他にご質問，ご意見ございましたら，どうぞ。

徳永委員 関連という訳でもないのですが，これも新聞記事で，気仙沼漁港で何かトラブルがあったという話があるのですが，あれは再評価にかかった事業とは関連があるのですか。

行政評価室 あれも再評価でみた事業の一部の工事です。

森杉部会長 何があったのですか，ちょっと教えてください。

行政評価室 栈橋を施工したのですが，隙間が出来た，確か新聞では5センチから6センチの隙間が出来たということで，施工管理基準を超えた隙間なのではないかということで新聞に取り上げられました。しかし，後日の新聞ではその5センチないし6センチというのは，基準の中に入っていたという記事があったことを承知しております。私の方ではこれ以上の詳しいことは，わかりません。

森杉部会長 何かチャンスがありましたら，簡単でいいですから報告をお願いします。

行政評価室 今年も漁港事業がひとつございますので，・・・。

森杉部会長 その時で結構です。

行政評価室 担当課の方につないでおきます。

森杉部会長 よろしくをお願いします。
他にどうぞ。いいですか。
次第のその他に移ります。

司 会 その他について，私の方からご説明させていただきます。この会議終了後，委員の方々におかれましては，現地調査となります。今回の行程なり内容については，お手元の方に資料をお配りしておりますが，これについては後ほど車中で担当部局の方から改めてご説明させていただきます。本日の予定は県庁正面を11時に出発する予定でございます。

なお，第2回部会は6月21日を予定しておりますので，よろしくをお願いします。

本日の公共事業評価部会は以上で終了といたします。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 遠 藤 勝 彦 印
議事録署名人 長 田 洋 子 印